

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第 号）附則第 条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第二十七条第三項第三号に掲げるるものとし、平成二十六年 月 日から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 細溝 清史